PCA Hub シリーズ利用規約　細則（RM）

**第 1 条（契約申込・成立）**

1. お客様が本サービスの利用を希望する場合、当社に代わって本サービスの販売窓口となっている販売パートナー（以下「販売パートナー」という）を通じてお申込みください。
2. 「販売パートナー」を通じてのお申込み完了後、当社から管理者への当社の定める「PCA Hub 利用通知書」(以下、「利用通知書」という)の送付をもって、本サービスの利用契約の成立といたします。
3. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当している場合は、当該申し込みを承諾しない場合があります。
   (1)お申し込み内容に虚偽、ご記入漏れ、誤記、判読不能部分があった場合
   (2)過去に規約違反等により、当社が提供するサービスご利用の資格を取り消されたことがある場合
   (3)その他当社がお客様として不適切と判断した場合

**第２条 （利用期間・更新・解約）**

1.「利用通知書」に記載される「課金開始日」より、正式に「お客様」のご利用期間およびご利用料金の課金が開始されます。
2. ご利用期間満了後は、当社が規定する期日までに変更手続き、更新手続きがない場合、ご契約は自動的に解約されます。
3. 本サービスのご利用を更新される場合は、「販売パートナー」を通して当社へ更新をお申込みください 。「販売パートナー」がご利用期間満了月 20 日までに更新申込を行っていただくことにより、本サービスの更新処理が完了します。
4. いただいた更新申込に入力漏れ等の不備がある場合等は本サービスの更新日が遅れる場合がございます。

**第３条（利用内容の変更・届出事項）**

１．サービスの追加およびライセンス数の変更の場合は「販売パートナー」を通じて当社にお申込みください。「販売パートナー」が各月 20 日までに変更申込を行った場合は翌月、各月 21 日以降に変更申込を行った場合は翌々月以降に加算になる差額分の利用料金のお支払いが発生します。
２．利用料金が減額になる場合でも変更前にお支払いいただいている利用料金については返金いたしません。
３．変更内容の反映は、変更手続き完了後に送付する「開通案内」に記載いたします。
４．次の各号のいずれかに該当するときは、お客様は自身または管理者により変更内容を当社の定める方法で当社にすみやかに届け出る義務があります。
   (1)住所または所在地を変更しようとするとき

(2)商号または屋号を変更しようとするとき

(3)代表者または事業主を変更しようとするとき

(4)決済方法や決済に必要な諸届けの内容を変更しようとするとき

(5)管理者、電話番号または e-mail アドレスを変更しようとするとき

5. 当社が必要と判断する書類がある場合、お客様は当該書類を提出しなくてはなりません。
6. お客様について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押または滞納処分が行われた場合は当社にすみやかに届け出る義務があります。(ただし、支払完了済みの期間を除く)

**第４条（利用料金と支払方法）**

１．本サービスの利用料金は、「販売パートナー」より別途告知するものとし、お申込みいただいたプランに応じて金額を決定します。

２．本サービスのご利用料金は、当社および「販売パートナー」が定める条件及び課金基準により求められ、「販売パートナー」からの請求となります。また、「お客様」は「販売パートナー」が定める方法で期限までに、利用料金を支払うものとします。

付則

1．本細則は、2026 年 11 月 20 日から実施します。

旧規約からの変更点

・Hub シリーズの細則を統合しました。